

随意契約理由書

1 案件名称

異東小学校ほか10校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

NTT西日本株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室等に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」(契約相手方:NTT・TCリース株式会社)により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているNTT西日本株式会社以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当

(電話番号 06-6115-8081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 校務支援システムに係るデータ抽出事前調査業務委託

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3 随意契約理由

令和9年10月から新統合型校務支援システム（以下「新システム」という。）が稼働予定であり、現行校務支援システムで保有する指導要録等の各種データについて、新システムへの移行が必要であり、現行校務支援システムからのデータ抽出可能性や抽出方法等のデータ移行を踏まえ、新システムに必要なデータを整理する必要がある。

上記対応については、新システムの要件に係る業務であり、上記業者は、教専第328号「新統合型校務支援システム再構築等支援業務委託」（令和7年4月18日～令和10年3月31日）の契約において、新システムの開発、運用等に向けた支援を行っており、新システムの要件定義等について深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しているため、当該業務を対応することができる唯一の事業者となる。

以上の理由により、上記業者の継続支援が重要であり、既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育政策課

教育DX推進グループ（電話番号 06-6208-9046）

随意契約理由書

1 案件名称

もと佃南小学校貸付に係る不動産鑑定評価業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

J L L 森井鑑定株式会社

3 随意契約理由

本業務は、もと佃南小学校用地の処分方針を決定するにあたり必要となる土地の評価に際し、賃料等の不動産鑑定を行うものである。不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって定められている。そのため、不動産鑑定業者選定において価格面で競争が図れるものではなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、契約の性質が競争入札に適さないものであるため、不動産業者の選定方法について、教育委員会事務局で定めた不動産鑑定業者選定要領に基づき、契約相手方を選定する。

選定の結果、上記業者に決定したため、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9083）